

改正

平成26年3月20日条例第2号

令和元年6月21日条例第16号

令和4年〇月〇日条例第〇号

富良野市チーズ工房設置条例

(目的及び設置)

第1条 農畜産物の処理加工及び流通の円滑化により農家経済の向上を図り、また、農畜産物等の加工体験を通じて、農業者や高齢者の福祉の充実と農業に対する消費者の理解を深め、農業振興、農村生活の活性化を図ることを目的として、富良野市チーズ工房（以下「チーズ工房」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 チーズ工房の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富良野市農畜産物処理加工場
位置 富良野市2879番地
- (2) 名称 富良野市チーズ工房
位置 富良野市2340番地
- (3) 名称 富良野市農林漁業体験施設
位置 富良野市2340番地

(チーズ工房の管理)

第3条 チーズ工房の管理は、富良野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例第25号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 農畜産物の処理及び加工製造に関する業務
- (2) 農畜産物処理加工製品の流通及び販売に関する業務
- (3) 農畜産物の加工体験の場を提供する業務
- (4) 農業者と消費者及び高齢者との交流の場を提供する業務
- (5) 施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (6) チーズ工房の維持管理に関する業務
- (7) 利用料金の徴収に関する業務
- (8) チーズ工房の設置目的を効果的に達成するための事業に関する業務
- (9) 飲食物の提供、物品の販売及び宣伝に関する業務
- (10) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (11) 前各号に定めるもののほか、チーズ工房の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条及び第7条、第9条から第11条まで、第13条及び第14条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第6条 開館時間は、次に掲げる時刻とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を

変更することができる。

- (1) 5月から10月までは9時から17時まで
- (2) 11月から翌年4月までは9時から16時まで
(休館日)

第7条 チーズ工房には、休館日を設けない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

(行為の制限)

第8条 チーズ工房において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 寄付の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書、その他印刷物を貼付又は配布すること。

(利用の許可)

第9条 チーズ工房を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、チーズ工房の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、チーズ工房の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金の納入)

第11条 利用者は、別表に定める利用料金を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の収入)

第12条 市長はチーズ工房の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にチーズ工房の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の場合において、指定管理者は利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請しなければな

らない。

4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、チーズ工房において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 市長は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりチーズ工房を利用できないときは、市長は利用料金を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、チーズ工房の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 チーズ工房の利用者がその利用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちにその利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理しなくなった施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第17条 チーズ工房の利用者又は指定管理者は、自己の責に帰すべき原因により施設を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持の義務)

第18条 指定管理者及びチーズ工房の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報及び管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富良野市農畜産物処理加工施設設置条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 富良野市農畜産物処理加工施設設置条例（昭和58年条例第6号）

(2) 富良野市農林漁業体験施設設置条例（平成10年条例第29号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧富良野市農林漁業体験施設設置条例第4条の規定によりその管理を委託している場合において、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第16号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(富良野市チーズ工房設置条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の富良野市チーズ工房設置条例第11条及び別表の規定は、施行日以後

の利用許可申請に係る利用料金から適用し、同日前までの利用許可申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条及び第12条第2項関係）

富良野市チーズ工房利用料金

指定管理者に管理を行わせる場合において利用料金は、次に掲げる額の範囲内とする。

（単位：円）

農 林 漁 業 体 験 施 設	室名		3時間あたりの利用料 (9時から12時まで、又は13時から16時まで)
	農産加工室	利用料金	2,420
暖房料		480	
加工体験室	利用料金	1,870	
	暖房料	370	
乳製品加工室	利用料金	880	
	暖房料	170	
情報交換室	利用料金	990	
	暖房料	190	

備考

- 1 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までの期間において徴収する。ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。
- 2 富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村以外に住所又は事務所を有する者が使用する場合の3時間あたりの利用料は、利用料金に10割を乗じて得た額を加算する。
- 3 入場料、会費又はこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を使用者が徴収する場合は、次の各号に掲げる入場料等の金額の区分に応じ、利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料等 2,001円以上3,000円以下の場合 10割
 - (2) 入場料等 3,001円以上の場合 20割
- 4 商品の展示、即売又は他の営利行為で会館を使用する場合の利用料は、利用料金に10割を乗じて得た額を加算する。
- 5 上記により算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。